

第三次足立区緑の基本計画策定 について

第1回足立区緑の基本計画改定審議会

平成30年11月26日（月）

目次

- 1 計画改定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 緑の基本計画の目的と対象
- 4 対象区域と計画期間
- 5 検討体制
- 6 計画改定スケジュール

1 計画改定の背景

これまでの区の主な取り組み

年度／年月	取り組み
1994年度	足立区緑の実態調査（第3次）実施
1997年9月	第一次足立区緑の基本計画 策定
2004年度	足立区緑の実態調査（第4次）実施
2007年3月	第二次足立区緑の基本計画 策定
2009年度	足立区緑の実態調査（第5次）実施
2011年6月 12月	「あだち公園☆いきいきプラン」策定 「都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）」改定
2013年度	魅力ある地域の公園づくり～パークイノベーション～ 取り組み開始
2016年6月	「緑確保の総合的な方針（東京都・特別区・市町）」改定
2016年9月	第二次足立区緑の基本計画 3年間延伸
2017年度	足立区緑の実態調査（第6次）実施
2018年4月	「パークイノベーション推進計画」策定
2018年11月	第三次足立区緑の基本計画 改定作業着手

1 計画改定の背景

改定に向けた留意点

○計画期間が2019年度をもって満了することを受け、現行計画の期間内に生じた緑をとりまく現状の変化に対応していくために、次の①～③に留意して計画を改定する。

①区内の緑の実態、現行計画の成果と課題を反映した計画に改定する

②近年改定された区の上位・関連計画と整合性のある計画に改定する

上位計画（基本構想、都市計画マスタープラン） 関連計画（環境基本計画、景観計画）

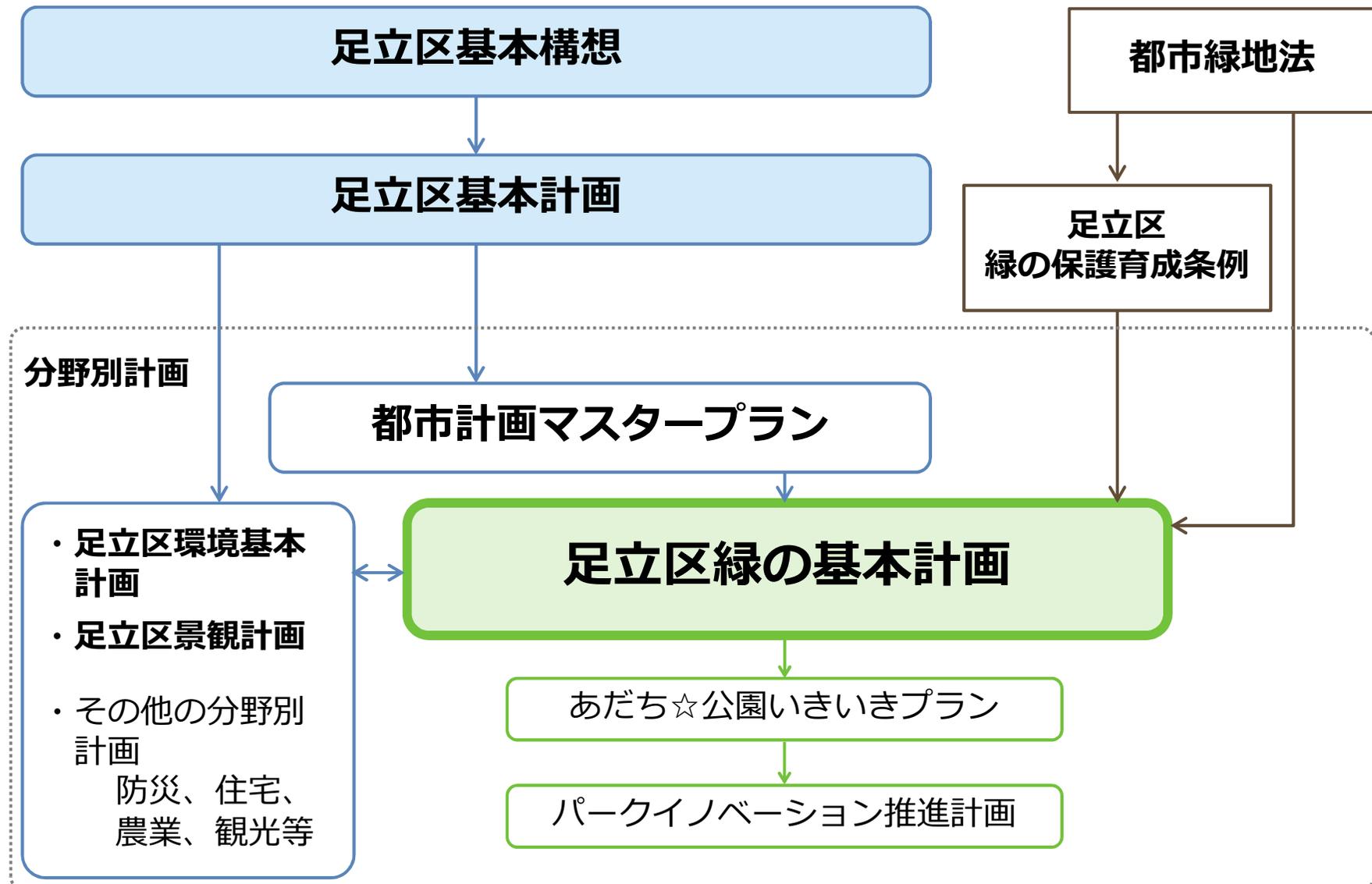
③国の法改正や都の計画を反映した計画に改定する

都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市づくりのグランドデザイン(都) など

【緑の基本計画に関わる大きな改正点】 ※参考資料5 参照

- ・緑の定義への「農地」の位置づけ
- ・緑の基本計画におおむね定める事項への「都市公園の管理の方針」「生産緑地地区内の緑地の保全」の追加

2 計画の位置づけ



【参考】足立区基本構想の将来像と4つの視点

将来像

協創力 でつくる
活力にあふれ 進化し続ける
ひと・まち 足立

将来像の実現に向けた4つの視点 (基本的方向性)

ひと

多様性を認めあい、夢や
希望に挑戦する人

くらし

人と地域がつながる
安全・安心なくらし

まち

真に豊かな生活を実現で
きる魅力あるまち

行財政

様々な主体の活躍とまち
の成長を支える行財政

3 緑の基本計画の目的と対象

(1) 目的

- 区内の緑をより豊かに創り、守り、育んでいくことを目的とし、緑の将来像、施策の方向、地域特性を踏まえた取り組み方針などを定める。
(第二次緑の基本計画より)

(2) 対象

第三次足立区緑の基本計画が対象とするもの

公共の空間

- ・ 公園（施設と緑）
- ・ 公共施設の緑地
- ・ 道路の緑（街路樹）
- ・ 河川、水辺の緑

私有地の空間

- ・ 住宅地や事業所の緑地
- ・ 農地

4 対象区域と計画期間

(1) 対象区域

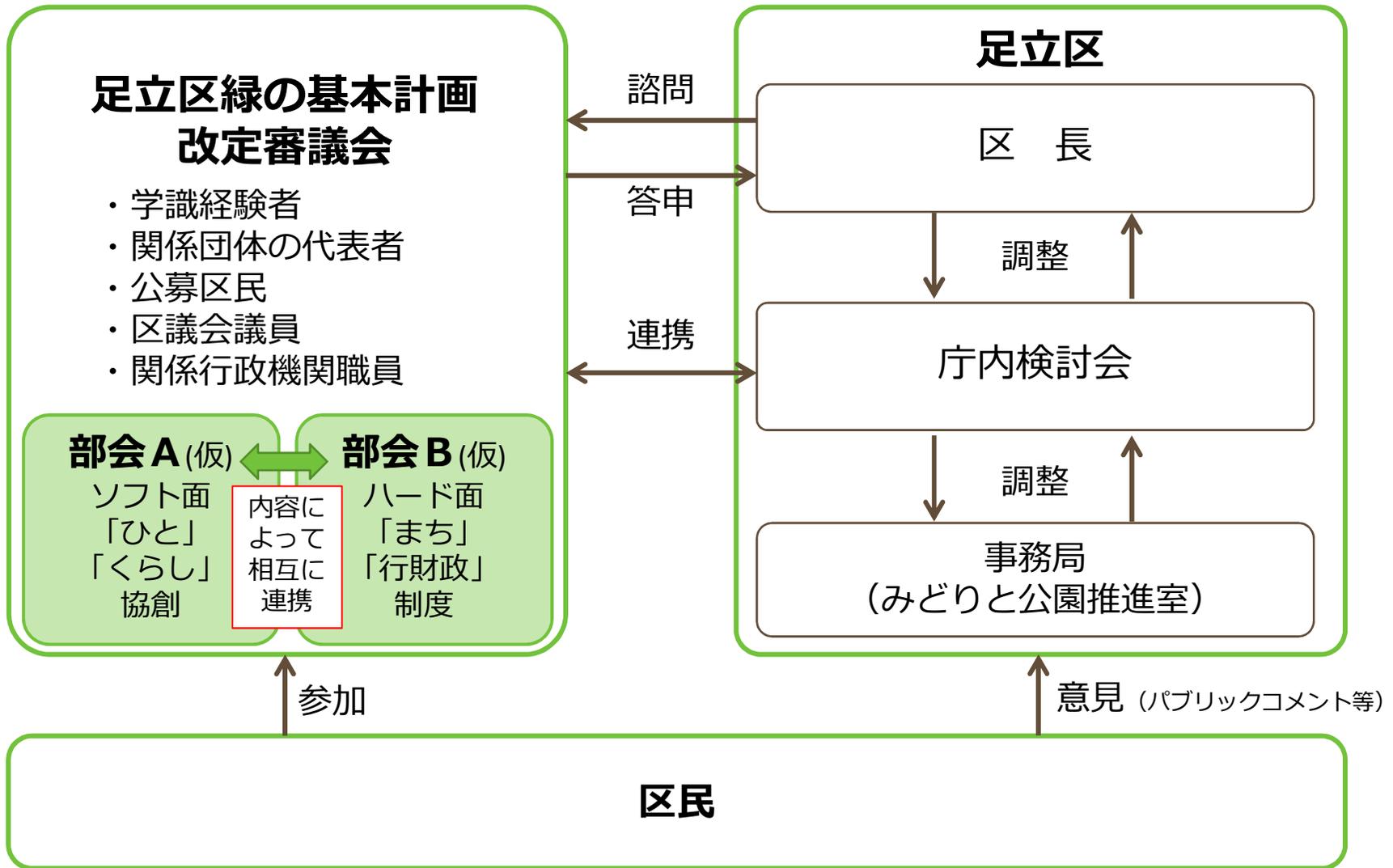
- 足立区全域（5,325ha）を対象とする。

(2) 計画期間

- 計画期間は、2020年度から2027年度までの8年間とし、2023年度に中間検証を行う。



5 検討体制



6 計画改定スケジュール

年月	予定
2018年11月26日	第1回足立区緑の基本計画改定審議会 (諮問)
2019年3月22日	第2回足立区緑の基本計画改定審議会
2019年6月	第3回足立区緑の基本計画改定審議会
2019年8月	第4回足立区緑の基本計画改定審議会
2019年10月	第5回足立区緑の基本計画改定審議会
2019年12月 ～2020年1月	パブリックコメント
2020年2月	第6回足立区緑の基本計画改定審議会 (答申)
2020年3月	足立区緑の基本計画 改定

足立区の緑の現状 及び 第二次計画の施策と目標値について

第1回 足立区緑の基本計画改定審議会

平成30年11月26日（月）

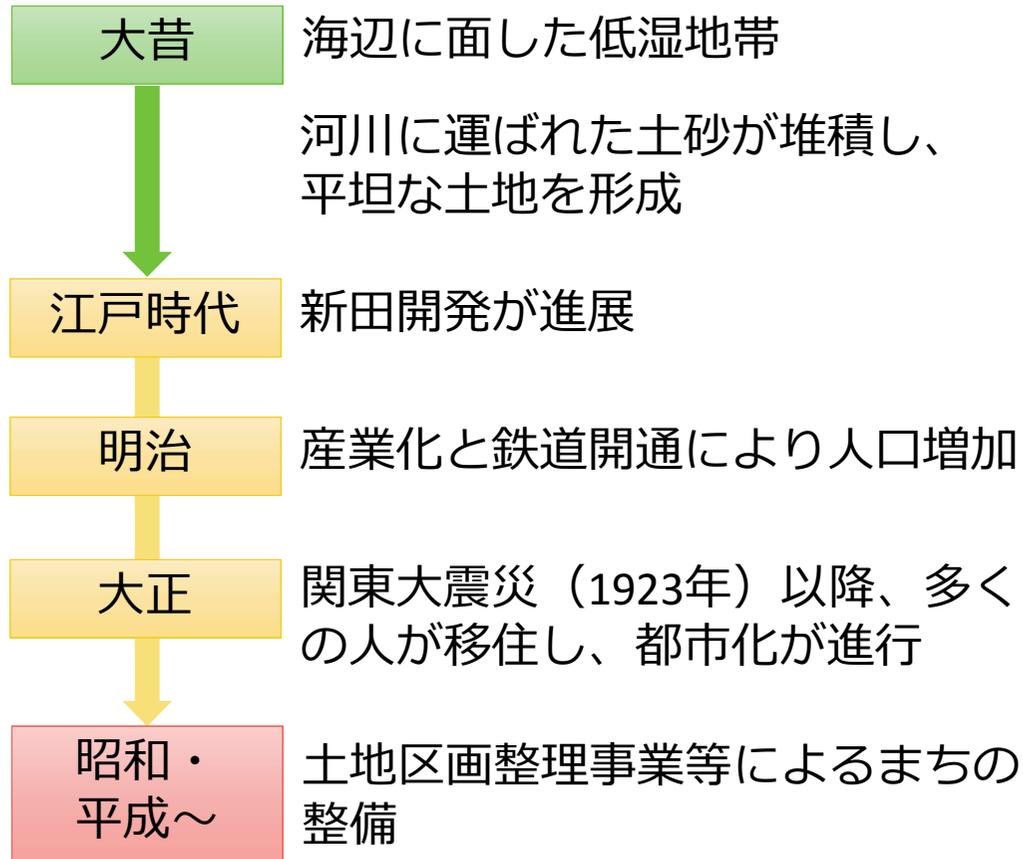
目次

- 1 区の概況
- 2 緑の量
- 3 公共の緑
- 4 民有地の緑
- 5 緑に対する区民の意識と活動
- 6 第二次計画の体系
- 7 第二次計画における目標値と現状

1 区の概況

都市化とともに多くの公園を整備

まちの変遷



緑の変遷



1 区の概況

人口は数年後に減少に転じることが見込まれる

- 人口減少に伴って、地域コミュニティの衰退、区内経済の停滞、税収減等が生じ、まちの活力低下が懸念される
- 緑の分野においても、区民と区がともに課題に挑み、解決していくことが重要

■ 将来人口推計
(H27実施)
※ H31年度に
推計見直し予定



出典：足立区HP

2 緑の量

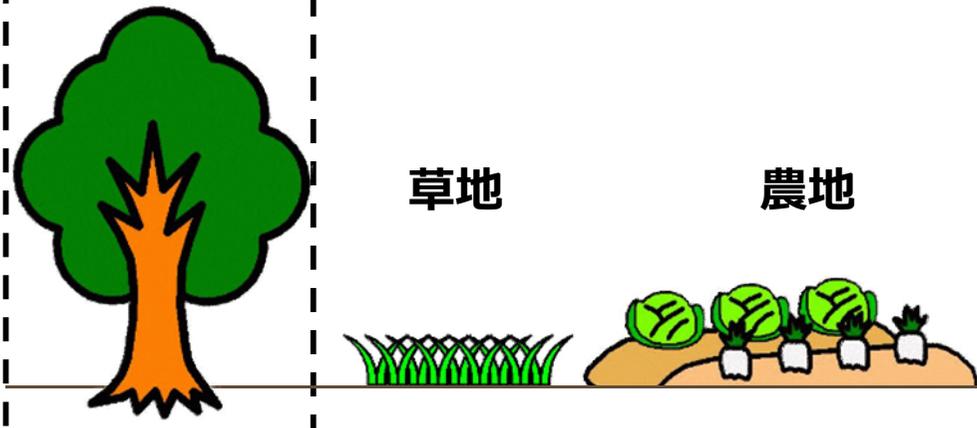
言葉の説明

緑被率

樹木で覆われた土地 + 草地 + 農地の割合

樹木被覆地率

樹木で覆われた土地の割合



緑視率

視界に占める草木の量



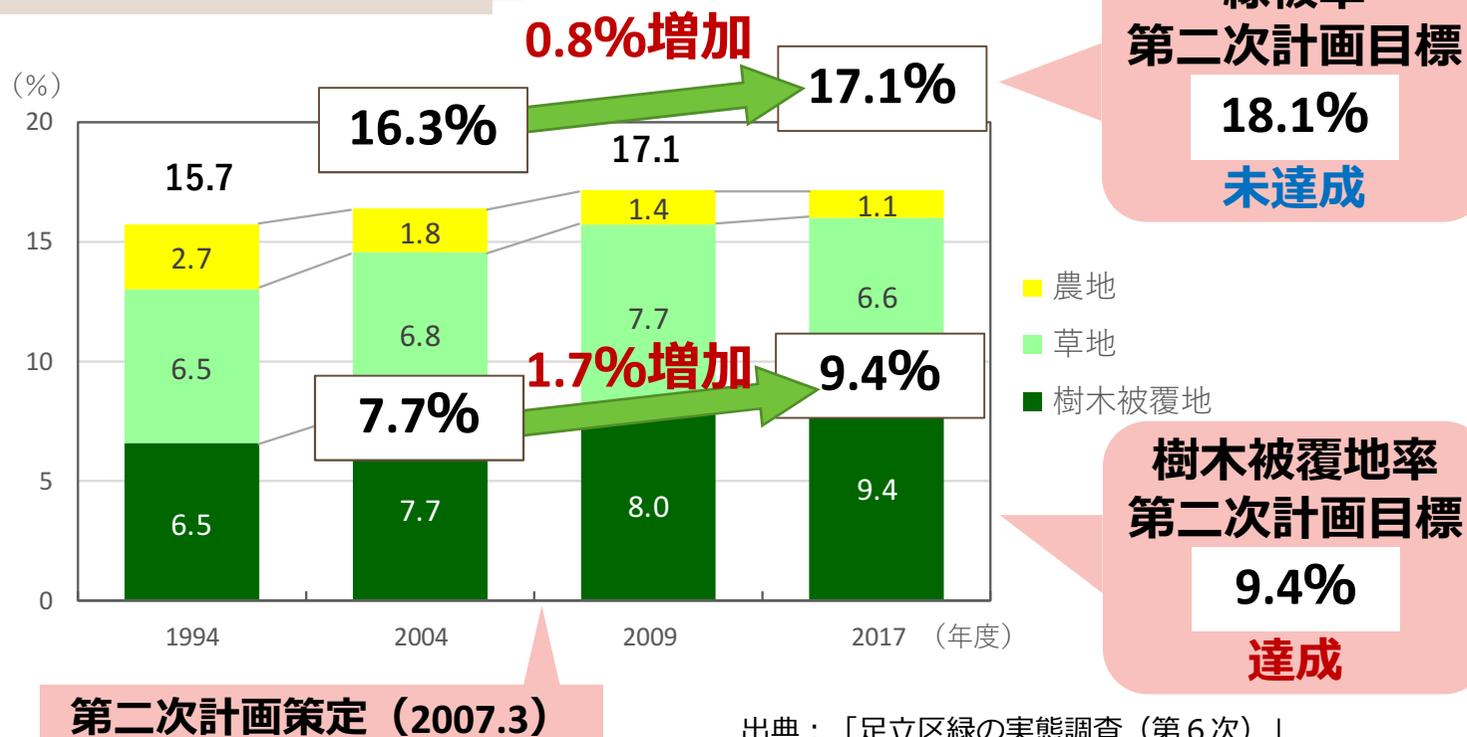
写真の緑色で塗られた部分

2 緑の量

樹木被覆地率は目標達成、緑被率は目標未達成

- 樹木被覆地率は第二次計画の目標（9.4%）**達成**
- 緑被率は0.8%増加するも、第二次計画の目標（18.1%）**未達成**

■ 樹木被覆地率・緑被率の推移

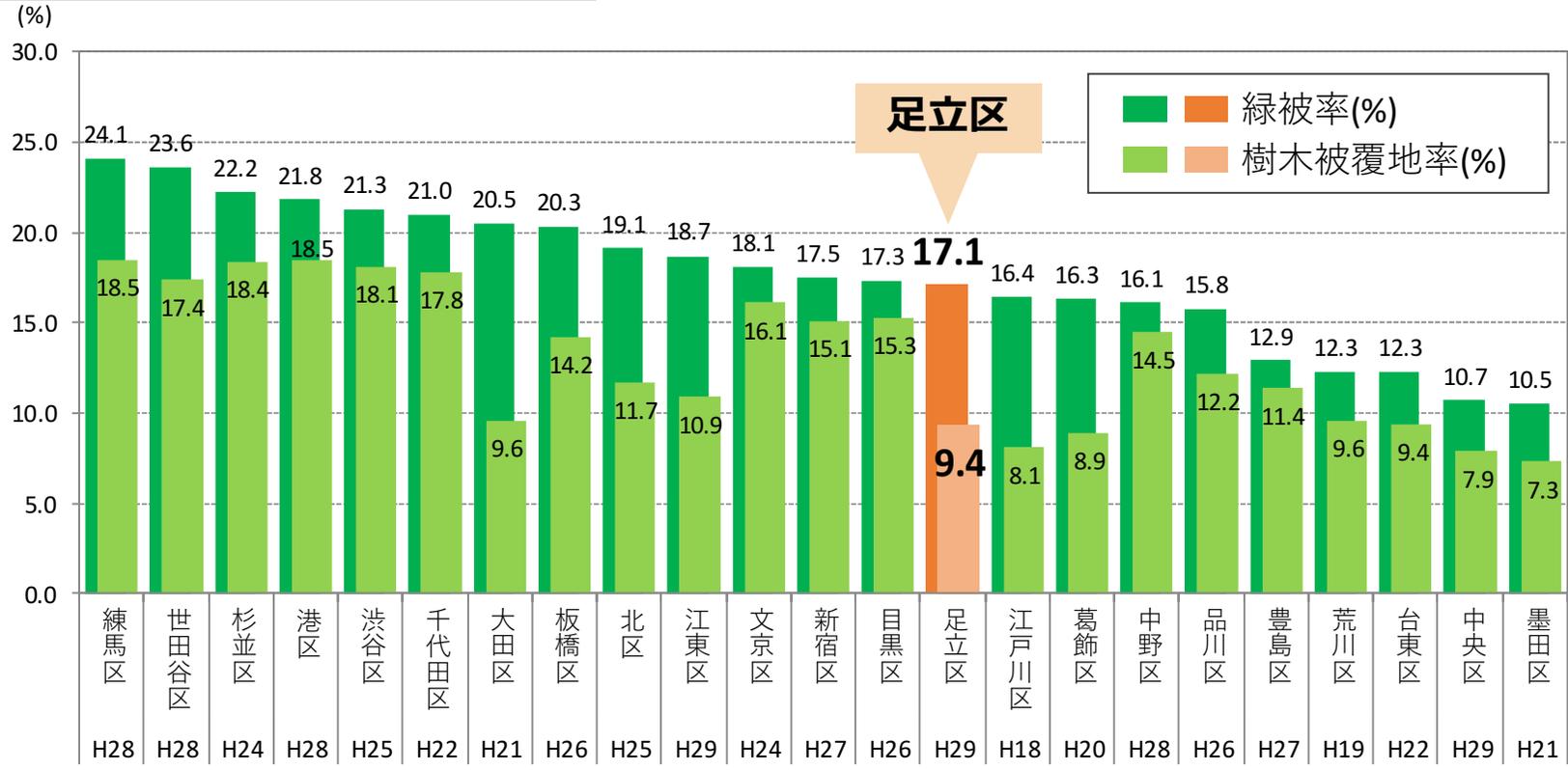


2 緑の量

緑被率は23区で中程度だが、樹木被覆地率は低い

- 足立区の緑被率は23区中14位、樹木被覆地率は19位
- 緑被率に対し、樹木被覆地率が低い→区面積に対して樹木が少ない

■ 各区の緑被率・樹木被覆地率



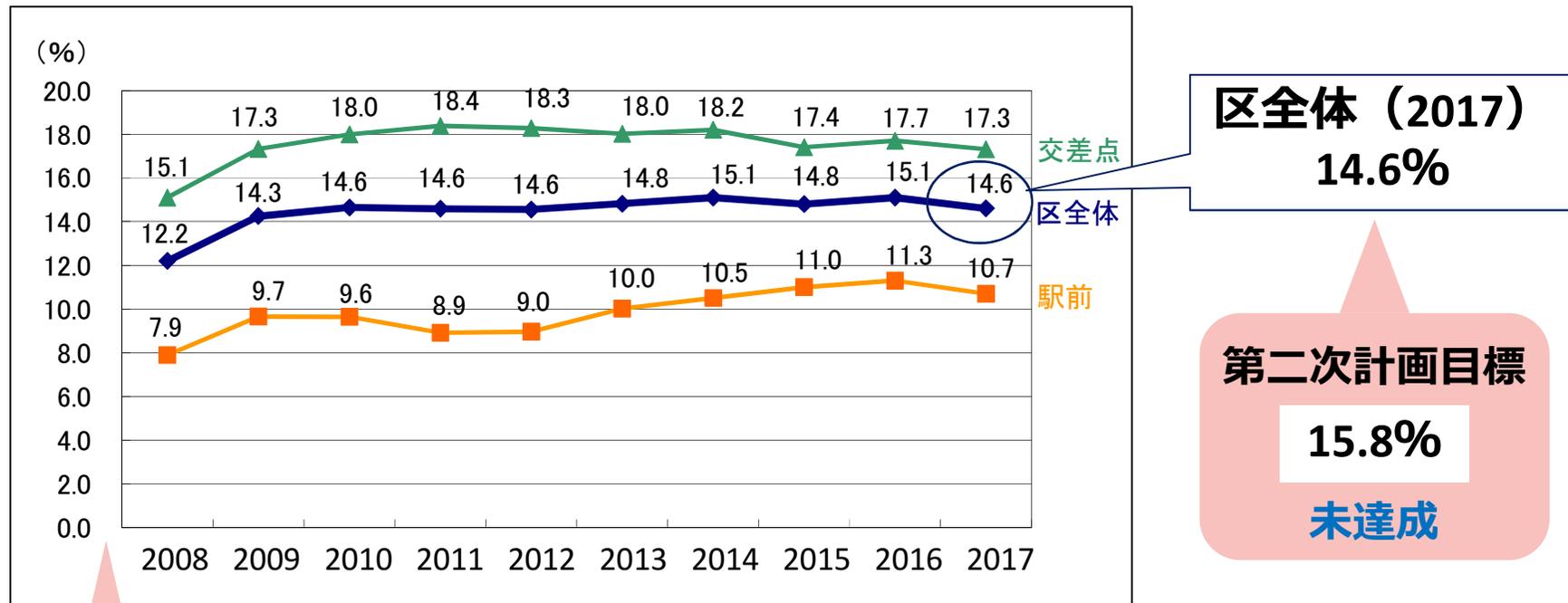
出典：「62市区町村環境データ一覧」他をもとに作成

2 緑の量

緑視率は向上が見られるものの目標未達成

- 区内60箇所の平均緑視率（2017）は14.6%で、過去10年間で2.4%向上
- 第二次計画の目標（15.8%）は未達成

■ 緑視率の推移



第二次計画策定（2007.3）

出典：「足立区緑の実態調査（第6次）」

3 公共の緑

公園率(区面積に対する公園面積の割合)は第二次計画の目標を達成

- 公園面積(2018)は約324haで、第二次計画策定時から約38ha増加
- 公園率(2018)は6.2%で、第二次計画の目標を達成

■区内の公園面積・公園率

(単位: ha)

	第二次計画策定時 (2006.4.1現在)	現況 (2018.4.1現在)	増減
都立公園	73.76	91.12	17.36 
区立公園(公園、荒川河川敷緑地)	200.60	222.22	21.62 
児童遊園	9.36	9.22	-0.14 
プチテラス	2.24	1.16	-1.08 
合計	285.96	323.72	37.76 
公園率	5.4%	6.2%	+0.8 

第二次計画
目標

5.8%

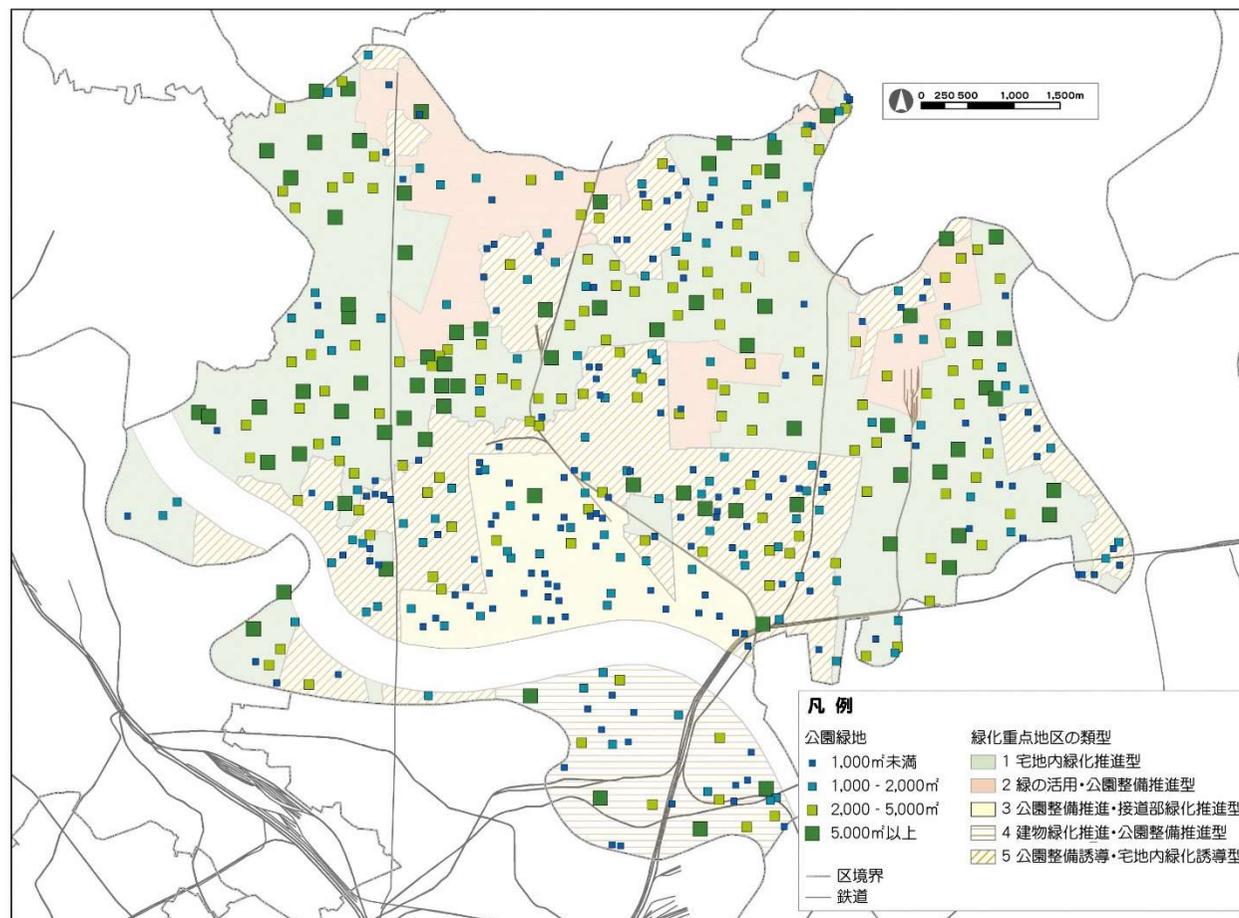
達成

3 公共の緑

公園は地域で偏りがある

- 区全体の公園率は6%を超えているが、1,000㎡以上の公園がほとんど無い地域があるなど、地域によって偏りがある。

■ 公園規模別の配置状況



出典：「あだち 公園★いきいきプラン（H23）」

4 民有地の緑

緑被地・樹木被覆地の約半分が民有地 保存樹等所有者の負担が課題

- 緑被地の47%、樹木被覆地の55%が民有地に分布
- 特別緑地保全地区、保存樹木・樹林を指定し保全を進めているものの、落葉清掃や近隣からの苦情、固定資産税など、所有者の管理負担の軽減が課題

■ 特別緑地保全地区



指定状況
(2018.4.1)
2地区・0.4ha

■ 保存樹木等所有者の落葉シーズンの落ち葉量

1件あたり
100ℓ麻袋
約50袋



■ 保存樹木・樹林



指定状況

	H18	H29
保存樹木	約700本	547本
保存樹林	10箇所 1.87ha	23箇所 4.49ha

■ 保存樹木等所有者の近隣からの苦情内容

- 落葉が飛散 94%
- 落葉が樋に詰まる 65%
- 枝の越境 54%

H28実施 保存樹木等所有者に対するアンケート結果より

4 民有地の緑

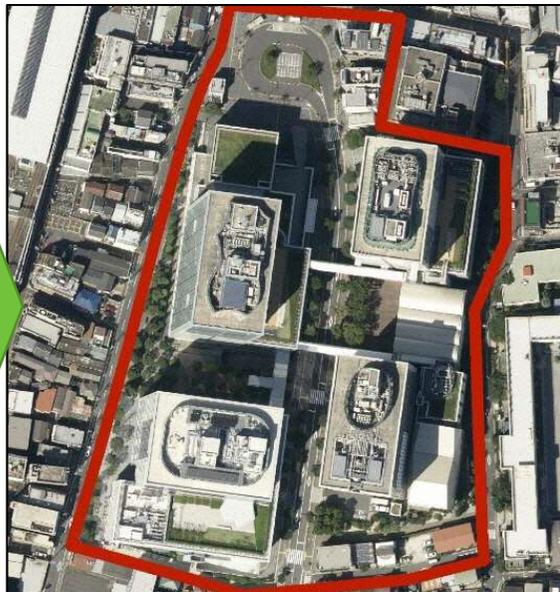
一定規模以上の建物には緑地創出が義務付け しかし、現制度では拘束力が弱い

- 一定規模以上の建築確認申請時には条例により、緑化計画書の提出が義務付けられ、**基準以上の緑地が創出**される
- 現制度では実際に緑化しなかった場合の罰則規定等はないため、**拘束力が弱く**、緑化計画書の提出率に比べて緑化完了書の提出率が低い

■ 緑化計画による緑の創出例（東京電機大学）



樹木被覆地 0 m² (H21)



樹木被覆地 3,798 m² (H29)

■ 緑化計画書・完了書 提出率

緑化計画書
(建築計画時)
提出率
約9割

緑化完了書
(建築完了時)
提出率
約4割

4 民有地の緑

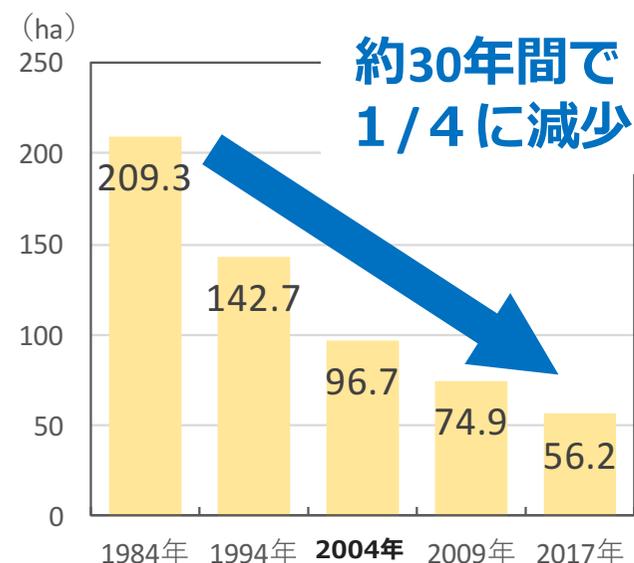
農地は30年前の1/4に減少

- 区内の農地は過去約30年間で大幅に減少
- **生産緑地地区の指定**により約32haを保全しているが、「2022年問題」により更なる減少が懸念される

■ 農地が宅地造成された例（扇1丁目）



■ 農地面積の推移



出典：「足立区緑の実態調査（第6次）」

参考：「2022年問題」

生産緑地地区制度の開始初期に指定された地区が、指定期限の30年を経過し、指定の解除と宅地への転換が生じる可能性がある問題

5 緑に対する区民の意識と活動

- 区民は、個人での活動を望んでいる
- 自主管理公園数は増加傾向にある

- 2017年度に実施したアンケート回答者（384人）の約5割が、個人で家の前などでの花植えや草取り、落ち葉清掃に参加してみたいと回答
（アンケート結果詳細は「緑の実態調査<第6次>」P64・65、資54～58参照）
- 自主管理（地域の団体や法人等が清掃・草刈等を行う）公園数は増加傾向

■ 参加してみたい緑に関する活動

1位	個人で家の前などでの花植えや草取り、落ち葉清掃	47.9%
2位	保育園、学校、地域単位で行う花植えや花壇などの管理・清掃	24.4%
3位	公園を活用した地域活動への参加	22.8%

H29実施 緑の実態調査に関するアンケート結果より（回答者数384人）

■ 自主管理公園等の数（公園・児童遊園・プチテラスの合計）

	H21	H29	傾向
自主管理公園等の数	245	296	➡



6 第二次計画の体系

3つの方針	11の施策	事業数
◆方針Ⅰ 豊かな緑を創る <資料(3) 1~3P>	(1) 公園の重点整備	11
	(2) 公共用地における積極的な緑化推進	7
	(3) 民有地における緑化の積極的誘導と支援	6
	(4) 魅力的で多様な緑の創出	7
◆方針Ⅱ 大切な緑を守る <資料(3) 3~5P>	(1) 公共用地の緑の維持、保全	9
	(2) 民有地の緑の維持、保全	6
	(3) 緑のリサイクルを通じた維持、保全	5
	(4) 良好な農地、農景観の維持、保全	4
◆方針Ⅲ 協働で緑を育む <資料(3) 6~7P>	(1) 緑を愛する人づくり	5
	(2) 協働で育むための仕組みづくり	7
	(3) 緑に関心を持ってもらうための普及啓発活動の展開、支援	5

7 第二次計画の目標値と現状

■緑化の目標と達成状況

指標	2004年度 調査結果	計画期間目標 (2019年度まで)	2017年度 調査結果	達成状況	長期目標 (概ね2057年まで)
樹木被覆地率	7.7%	9.4%	9.4%	達成	12.5%
緑被率	16.3%	18.1%	17.1%	未達成	25.0%
みどり率※	23.7%	25.7%	24.2%	未達成	32.9%
緑視率	10.8%	15.8%	14.6%	未達成	25.0%
公園率	5.4%	5.8%	6.0%	達成	7.1%

※みどり率…緑被地、公園空地および水面の面積が区全体面積に占める割合

■区民との協働事業の目標と達成状況

指標	2007年度 第二次計画策定時	計画期間目標 (2019年度まで)	2017年度 調査結果	達成状況
公園等の管理・運営への 区民参加割合	38%	44%以上	50.6%	達成
花いっぱい運動に 取り組んでいる団体の数	54団体	100団体以上	132団体	達成

◆方針Ⅰ 豊かな緑を創る

(1)公園の重点整備

[実施状況 凡例] 実施: 😊 一部実施: 😊 休止: 😐 未実施: ☹️

事業番号	事業	実施状況	主な実績	主な課題
①新規の公園整備を効果的に誘導します				
1	a 公共住宅団地の建替え等に際して公園を効果的に確保します 区内の公共住宅団地については、『足立区公共施設等整備基準』に基づき、建替え等整備時に公園を効果的に配置します。	😊	・公共住宅建替えに伴う公園整備 累計7箇所 21,844㎡ (綾瀬七丁目AP:綾瀬七丁目丘公園約2,107㎡(H21)／扇三丁目第二AP:扇彫刻のある公園(移設・拡張)約1,084㎡(従前871㎡)(H28)／江北四丁目AP:江北平成公園(拡張)約15,216.59㎡(従前9620㎡)(H30) など)	・公園の偏在(環七以南、尾竹橋通りと四号線の間 北千住地域が少ない)
	b 公共住宅団地の建替え等に際して公園の効果的な配置や再編を進めます 関係機関と調整し『足立区公共施設等整備基準』を活用して、公園が不足している地域へ重点的に配置できる仕組みを検討し、公園の効果的な整備誘導を図ります。	😊		・公園不足地域では、公共住宅団地が少ないため、新たな公園設置は難しい
	c 公共施設等の再配置にあわせて、計画的な公園の整備を図ります 公共施設等の再配置に際して、新たな公園の確保を積極的に検討し、計画的な整備を図ります。	😊	・千住第六小学校跡地を千住龍田町防災広場として管理 ・病院の改修に伴い、西新井本町公園を移転・再整備	・公園不足地域では、公共施設が少ないため、様々な機会を捉える必要がある
	d 大規模開発などの機会に公園整備の積極的誘導を進めます 大規模開発などの機会を捉えて新規の公園整備を積極的に誘導します。通常の開発行為でも、『足立区環境整備基準』に基づき計画的に配置誘導を図ります。	😊	・大規模開発に伴う公園整備:西新井さかえ公園(10,220㎡)、新田さくら公園(25,193㎡)、千住大橋さくら公園(5,000㎡)など	・開発行為に当たらない、小規模な面積での宅地分譲などが増えている
	e 親しみある公園として、樹木や草花整備に努めます 区内の公園を地域の庭として親しみやすく緑豊かなものとするため、防犯対策を含め利用者の安全性確保に配慮して樹木や草花の整備に努めます。	😊	・パークイノベーション計画により地域の意見を活かした公園改修等 改修公園等22園	・公園数が多いため、計画が長期にわたる
②公園の重点整備を進めます				
6	a 優先整備区域内の重点的な用地買収と早期の供用開始に努めます 公園のうち、優先整備区域を設定している未整備の西新井公園、新田公園などを重点的に整備し、早期の供用開始を進めます。	😊	・新田さくら公園、新田稲荷公園、伊興ファミリー公園などを開園	・優先整備区域である西新井公園の未整備
	b 都立公園の計画的整備や公園構想を東京都に働きかけます 拠点となる緑としての都立舎人公園及び中川公園の計画的な整備とともに、みやぎ水再生センター上部の公園構想の具体化を東京都に働きかけます。	😊	・舎人公園、中川公園は、都と協議し要望	・みやぎ水再生センターは建替えの計画があるが、代替え施設の計画が進んでいないため上部利用についても、協議できない状況にある
	c 地区のまちづくり計画とあわせて効果的な公園の整備を進めます 地区計画や土地区画整理事業等で位置づけられた公園について、ワークショップなどによる地域要望等を含め、計画的に整備を進めます。	😊	・区施工区画整理:6箇所計7,692㎡整備 ・都施工区画整理:8箇所計16,020㎡整備 ・地区計画:7箇所計12,956㎡整備	・小さい施設が多い ・都施工の区画整理公園は暫定整備である箇所もある
9	③身近な公園の体系整備を図ります 区の条例や要綱で位置づけられている区立公園、児童遊園、プチテラスについて、区の公園緑地体系における位置づけの整理を図ります。	😊	・足立区立プチテラス条例の制定(H28)(プチテラスの整備・管理の規定を要綱から条例へ)	
10	④まちづくり事業にあわせて公園を積極的に確保します 公園や緑地の整備が進んでいない密集市街地では、地域との協働によるまちづくりを進め、身近な公園を積極的に確保します。	😊	・密集事業に伴うプチテラス等整備:千住仲町地区4箇所、足立四丁目地区1箇所、西新井駅西口周辺地区6箇所	・密集事業の事業終了時期が迫っている ・千住仲町地区はプチテラスとしての用地確保が難しい
11	⑤新たな都市公園制度を活用する効率的な公園整備方を検討します 都市公園の新たな整備手法として創設された立体都市公園、借地公園、民設公園等の多様な手法による効率的な整備方を検討します。	😊	・民設民営による公園施設(カフェ・コンビニ)の事業者を公募(応募者辞退により実現せず)	・既存の公園利用者だけでなく、周辺からも新たな利用者が呼び込めるような事業としていく必要がある

(2) 公共用地における積極的な緑化推進

[実施状況 凡例] 実施: 😊 一部実施: 😊 休止: 😐 未実施: 😞

事業番号	事業	実施状況	主な実績	主な課題
	①『足立区公共施設等整備基準』や緑化基準などにに基づき緑化を推進します			
12	a 道路内の街路樹や植栽帯を充実させます 道路の緑化は、『足立区公共施設等整備基準』および緑化基準とともに東京都建設局による道路設計基準等に基づき、高木や低木・地被類なども含め植栽に努め、緑地面積の拡充を図ります。また、道路の種別や沿道の状況に応じ、樹木の配置や樹種の選定などを工夫し緑豊かな街路景観の形成に努めます。	😊	・街路樹 累計中高木736本、低木8,107本	・街路樹は、歩道幅員が狭いところでは安全面やユニバーサルデザインの観点から、新植・維持管理が難航
13	b 学校の新設、改築時などにおける緑の計画的な配置を進めます 区立学校の新設、改築時などにおいては、校舎施設計画にあわせて、樹木や緑地の計画的な配置を検討します。	😊	・主に小中学校を対象とした「公共施設緑化の手引き」作成(H19)	・「手引き」作成時から時間が経過し、内容や配布先・活用方法の見直しが必要
14	c 既存校における緑豊かな学校づくりを進めます 学校ごとの状況に応じて、グリーンカーテン、屋上緑化、校庭の芝生化などを検討し、これらの取り組みの普及拡大に努めます。	😊	・既存校は建替えや改修時の緑化計画書に基づき緑化を進めている ・学校等への緊急植樹事業実施(H20~22) 累計 高木923本 5,136㎡	・グリーンカーテンや校庭芝生を過去に実施した学校の一部では、維持管理に苦慮している
15	d 庁舎、その他の公共用地の緑化を推進します 庁舎、その他の公共用地も含め、『足立区公共施設等整備基準』、緑化基準に基づく緑化計画の適正化に努めます。また施設建築物の屋上緑化と壁面緑化、自主管理歩道及び駐車場等におけるきめ細かな緑化を推進します。	😊	・「足立区公共施設等整備基準」改正	・「公共施設等整備基準」における自主管理歩道上に緑地を設けると有効幅員が狭小となる
16	e 公共住宅団地における公園、緑化スペースを確保します 『足立区公共施設等整備基準』に基づく公園の確保や、幹線道路・鉄道等からの見え方に配慮して、充実した樹木や緑地スペースの配置、誘導を図ります。	😊	・公園についてはNo.1・2参照	・幹線道路や鉄道等からの見え方に配慮して緑地スペースを配置しているかは不明
17	g 供給処理施設上部を活用した公園、緑化スペースを確保します みやぎ水再生センターをはじめ、区内における下水・水道供給処理施設上部を活用した公園、緑化スペースの確保を東京都に働きかけます。	😊	・小右衛門給水場上部(8443㎡)を緑化	・今後の下水道施設のスケジュールに沿って整備が行われるが、具体的な整備は協議会と東京都で協議となる。
18	②公共用地を活用した地域との協働による緑化を検討します 公共用地の樹木や草花にかかわる緑のオーナー制度、地域による自主管理制度の導入、区民参加による施設緑化計画の企画など、協働による緑化の仕組みづくりと効果的な緑化の推進方を検討します。	😊	・ふるさと桜オーナー制度: 区民から1本3万円の寄付を募り、458本の桜を荒川河川敷に植樹(H21~H27)→愛称「あだち五色桜の散歩みち」	・河川沿いに幼木を植樹したため、維持管理が難航

(3) 民有地における緑化の積極的誘導と支援

[実施状況 凡例] 実施: 😊 一部実施: 😊 休止: 😐 未実施: 😞

事業番号	事業	実施状況	主な実績	主な課題
19	①緑化計画書の普及を図り、緑化基準・運用の見直しを検討します 『足立区緑の保護育成条例』に基づく緑化計画書による緑化基準の存在を広くPRするとともに、緑化基準・運用の見直しを随時検討し、緑化の対象について、戸建て住宅なども含めて指導を行います。	😊	・実状に合わせ「緑化計画書作成等に関する要綱」改正(H21,27,30) ・よりわかりやすい指導を目指し「緑化計画のてびき」見直し(H27,H30)	・建築申請時の「緑化計画書」の提出率は9割だが、建築完了時の「緑化完了書」の提出率は4割に留まっている
20	②『足立区環境整備基準』に基づくきめ細かな緑化を誘導します 『足立区環境整備基準』に基づく事前協議を通して、緑化、共有スペース等の設置場所などをきめ細かく誘導し、一定規模の開発整備にあわせた効果的な緑化の誘導に努めます。	😊	・敷地面積や建ぺい率に応じて「環境空地」(緑化された空地)の設置を義務付ける	・『足立区環境整備基準』は一部を条例化し、内容見直し中であり、緑化に関する部分についても協議中である
21	③まちづくりと連携した緑化ルール of 積極的な適用を検討します 『足立区地区環境整備計画』による地区まちづくり計画の推進と連携して、地区計画等による緑化率ルールの積極的な適用を検討し、緑化の推進に努めます。	😊	・地区計画における緑化率の設定(6地区)	・緑化地域制度導入の検討
22	④既存の宅地等における緑化制度の普及や推進を図ります 『足立区接道部緑化工事助成制度』の普及を図り、道路沿いの生垣化をはじめ、宅地内緑化の推進を図ります。	😊	・生垣緑化 累計931m/植込地緑化 累計2,251㎡/フェンス緑化 累計72m ・実態に合わせ、申請数を増やすため、制度の見直し(H28,30)	・緑化助成は申請件数が伸び悩んでおり、更なるPRと利用しやすい制度の検討が必要

23	⑤建築物や駐車場を対象とした緑化推進支援策を検討します 建築物の屋上緑化や壁面緑化、駐車場の緑化推進のため、『足立区接道部緑化工事助成制度』、『足立区建築物緑化助成制度』の拡充を検討します。		・屋上・壁面緑化 累計1,451㎡ ・実態に合わせ、申請数を増やすため、制度の見直し(H28)	・建築物上の緑化はメンテナンスの問題や、ソーラーパネルの普及などもあり、近年、申請件数が非常に少ない
24	⑥自宅の庭先やベランダにおける草花栽培、家庭菜園等の推進方策を検討します 個人の楽しみとして取り組まれている草花栽培や菜園づくりの一層の普及に向け、緑化コンテストや表彰制度を検討し、身近にできる緑化推進に努めます。 区内農家・造園業者、NPO団体、ホームセンター等と連携して、生垣等の見本園の設置やガーデニング教室等の企画運営を検討します。		・自宅でできる草花栽培や草花を使った工芸などを体験できる「みどりのカフェ」(H25～)月1回程度(累計108回)実施 ・各家庭の庭先緑化やベランダ緑化等の写真のコンテストや、良好な庭の写真パネル展示等で紹介	・「みどりのカフェ」やコンテストの成果として、区内の各家庭の緑化がどれほど進んでいるか把握が難しい

(4)魅力的で多様な緑の創出

[実施状況 凡例] 実施: 一部実施: 休止: 未実施:

事業番号	事業	実施状況	主な実績	主な課題
25	①区のイメージ向上につながる目に見える立体的な緑の創出を誘導します 区のイメージ向上につながる緑のビューポイントなどから見える立体的な緑を増やすため、街路樹の充実や沿道における緑化の誘導、既存の緑の保全に向けた誘導策を検討します。		*「緑のビューポイント」を意識した実績は特になし	・「緑のビューポイント」のある地点は対象範囲が広く、具体的な方策決定が難しい
26	②地域特性に応じた公園等のあり方を検討します 住宅地、商業業務地、工業地などのまちの性格や、居住世帯の世代別特徴などの地域特性に応じて、地域にふさわしい特徴ある公園のあり方を検討します。		・パークイノベーションによる整備:新設・拡充:4園、改修:22園 ・新設公園整備時の意見交換会等の開催:平均1~2回/箇所・年 ・公園整備前・後のアンケート調査実施	・各々の立場や利用方法があり、意見交換会等で出た意見の集約が難しい場合がある
27	③大木を育てる公園の位置づけを図ります 樹木被覆率の向上や大木の保全、まちの景観において大きな役割を担う公園のうち、特に大木を将来にわたり育成する公園を指定するなど、樹木を大きく育成することに努めます。		*「公園樹木維持管理指針」(No.32参照)において公園の性格に応じてシンボルツリー等の大木を育てることを推奨しているが、公園を指定はしていない	・老木木の維持管理 ・地域の理解
28	④環境や管理形態に応じた適切な植樹・植栽のための指針等を検討します 公共用地の緑の管理にあたって、緑の専門家による助言を受けることや、環境や管理形態に応じた適切な植樹・植栽のための指針等の作成を検討します。		・「公共施設の緑化の手引き」作成・配布(H19)	・「手引き」作成時から時間が経過し、内容や配布先・活用方法の見直しが必要
29	⑤多様な生き物が息づく場としてのビオトープなどの整備を図ります 新たな公園の整備や公共用地における緑化にあわせて、多様な生き物が息づく場としてビオトープの設置に努めます。		・「新田わくわく水辺ひろば」の開設(H23)→毎年イベント「あだち自然体験デー」を開催	・過去には植栽に配慮した草刈りを実施したこともあり、多様な生き物が生息する場所として、特殊な管理が必要
30	⑥親しみやすく利用しやすい荒川河川敷の整備を図ります 区内で最も大きいオープンスペースとして、荒川河川敷をより一層親しみやすく、利用しやすくするために、アクセスの改善とともに、芝生広場や木陰の確保などのより一層の充実を検討します。		・「荒川市民会議」(河川管理者・区・区民の話し合いの場)の開催→「荒川水辺会議」に移行	・河川敷や堤体本体への植樹については、治水上の課題がある
31	⑦河川、親水水路の緑化を推進します 河川は、災害時の安全性確保に留意して、河川敷やスーパー堤防における植樹などを検討するとともに、親水水路は、水質浄化と生き物が息づく空間として、水生植物の配置などを検討します。		・スーパー堤防工事に伴い、緑化工事を実施(荒川・隅田川) ・見沼代親水公園をモデルとして、生き物の生息空間を作る植栽プラン作成(H21)→プランに基づく植栽配置を試行(H22~)	・河川敷や堤体本体への植樹については、治水上の課題がある ・植栽プランどおりの緑化は、自然環境に大きく左右されることから困難であり、現在は、スポット的な緑化を検討している

◆方針II 大切な緑を守る

(1)公共用地の緑の維持、保全

[実施状況 凡例] 実施: 一部実施: 休止: 未実施:

事業番号	事業	実施状況	主な実績	主な課題
32	①公共用地の緑の維持管理指針づくりを検討します a 公園における緑の維持管理の指針づくりを検討します 公園では、保全すべき樹木を選定し、間引き等も含めた選択的な大木の育成と本来目的に即した適切な剪定を実施するための指針づくりを検討します。		・「公園樹木維持管理指針」作成(H21)(高木を大きく育てるための配置・管理方針等を記載)	・周辺住民からの要望等により、指針どおりの管理が難しい ・見直しが必要

33	b 道路における緑の維持管理の指針づくりを検討します 道路の街路樹については、交通安全対策や建築限界確保に留意し、適切な剪定を実施する指針づくりを検討します。	😊	・街路樹の維持管理指針の作成のため、情報収集を実施	・街路樹の実態に則した、街路樹維持管理指針の作成中
34	c 学校における緑の維持管理の指針づくりを検討します 学校ごとの状況に応じ、建物や校庭の周囲に列植された樹木についての適切な剪定を実施する指針づくりを検討します。	😊	・「公共施設の緑化の手引き」作成(H19) ・学校ごとに樹木の剪定や害虫の駆除を実施し、作成中	・「手引き」作成時から時間が経過し、内容や配布先・活用方法の見直しが必要
35	d 公共用地における緑の維持管理の指針づくりを検討します 公共用地について緑の保全に関する役割の基本的考え方を整理し、将来にわたり保全する緑化計画や維持管理の指針づくりを検討します。	😊	・「公共施設の緑化の手引き」作成(H19)	・「手引き」作成時から時間が経過し、内容や配布先・活用方法の見直しが必要
36	e 公共住宅団地における緑の維持管理の指針づくりを検討します 公共住宅団地の緑の維持管理や、建替え等整備時に良好な既存樹木を保全するための指針づくりを検討します。	😊	・「公共施設の緑化の手引き」作成(H19)	・「手引き」作成時から時間が経過し、内容や配布先・活用方法の見直しが必要
37	f 親水水路における緑の維持管理の指針づくりを検討します 親水水路では、景観や防災性の向上、生き物のすみかや移動の経路として、幅員や地域条件に配慮しながら、連続した樹木を保全するための指針づくりを検討します。	😊	・「神明・六木遊歩道樹木保全管理方針」作成(H27)	・親水水路は各箇所性格が異なるため、個別指針の必要性について要検討
38	② 恵まれた河川環境の保全を図ります 河川管理者と区、区民との協力体制のもと、自然環境と利用環境の調和に配慮した良好な環境や景観などの保全に努めるとともに、荒川のわんど広場等は、生き物が息づく場として保全します。	😊	・区内8河川、1用水の11地点で水質調査を年4回実施 ・区内8河川で生物調査実施 ・良好な河川環境を維持するため、河川の清掃草刈などを定期的実施	・生物調査等の結果をもとに効果的な啓発事業を検討
39	③ 貴重な公有樹林地の保全を図ります 堀川沿いの神明・六木遊歩道などでは、区内における貴重な公有樹林の維持、保全を図るため、周辺市街地との調和に配慮しながら効果的な方策を検討します。	😊	・堀川から20mの区域を特別景観形成地区に指定(H21)建築時に良質な景観形成への誘導を行う ・堀川隣接地2箇所(計704㎡)公園化	・堀川は樹木の根が民有地に越境し、住宅に被害が発生している
40	④ 大木を維持するための周辺への支援策の検討を進めます 周辺住民の理解と協力に基づく緑の保全に向けて、落ち葉の雨どいカバー設置などの支援策を検討します。	😊	・堀川沿川で支援策(H25～)落葉収集 計48件 軒樋清掃 計5件 軒樋カバー設置 計1件	・軒樋清掃、カバー設置に関しては、申請数が少なく、本当に求められている支援策であるのか要検討

(2) 民有地の緑の維持、保全

[実施状況 凡例] 実施: 😊 一部実施: 😊 休止: 😊 未実施: 😊

事業番号	事業	実施状況	主な実績	主な課題
41	①『足立区緑の保護育成条例』による保存樹木、樹林等の指定拡大を検討します 所有者による保全・維持にかかる負担軽減などの効果的な支援策を検討し、保存が望まれる良好な樹木、樹林の指定拡大を目指します。	😊	・保存樹木・樹林の指定状況(H29.3末) 保存樹木:547本 保存樹林:23箇所44,877㎡	・所有者や近隣に維持管理の負担が増えている ・保存樹林に指定できる場所が年々減っている
42	② 周辺住民の負担を軽減するための効果的な方策を検討します 個人が所有する樹木、樹林の保存に際する周辺住民の理解を得やすくするため、落ち葉の雨どいカバー設置などの支援策を検討します。	😊	・保存樹木・樹林の周辺住民への支援として雨樋清掃、カバー設置を実施(H21～H24) 件数8件	・雨どいカバー設置は想定より申請件数が少なく、有効な支援策とは言い難かった
43	③ 緑の維持、保全を担保する制度活用を検討します a 市民緑地制度等の効果的な活用を検討します 良好な樹林地等の所有者の意向に基づいて、公共管理のもとに開放された緑地空間として確保する市民緑地制度や、緑地協定等の活用を通じた保全の可能性を検討します。	😊	*問合せがあった場合に、制度のご案内は行ってきた	・管理する民間団体を見つけれない ・個人等の所有地を一般開放することに難色を示す所有者が多い
44	b 地区計画と条例の積極的な活用を検討します 地区計画において、現に存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するために必要なものの保全に関する事項を位置づけ、樹木の伐採や建築等の行為を規制する条例の活用を通して保全の可能性を検討します。	😊	*地区計画における緑化の条例化について検討してきた	・No.21同様、緑化地域制度の導入について関係課で要協議

45	c『都市緑地法』による特別緑地保全地区等の指定を検討します		・特別緑地保全地区指定 2箇所(H23: 0.3ha、H26:0.13ha)	・引き続き、指定候補地の土地所有者にご案内を続ける
	都市計画の地域地区として、特別緑地保全地区等の指定による保全の可能性を検討します。			
46	④緑の維持管理に対する各種支援を検討します		・園芸相談 月1~2回(計73回)(H21~24) ・剪定講習会 年3~4回(計35回)(H21~) ・「みどりのねっと」において利用者同士で園芸相談可能とした(H25~29)	・現在は随時相談できる場所や、定期的な相談の機会は設けていない
	良好な樹木・樹林地の維持管理を支援する剪定教室の企画開催、植木業者の紹介等支援システムの構築を関係団体等と連携して検討します。 また、樹木管理の相談、指導、点検等のサポート体制の整備を検討します。			

(3) 緑のリサイクルを通じた維持、保全

[実施状況 凡例] 実施: 一部実施: 休止: 未実施:

事業番号	事業	実施状況	主な実績	主な課題
47	①落ち葉による堆肥づくり、剪定枝チップ活用等の取り組みを進めます		・区内3農家に公園の落ち葉を搬入(~H22・H23~原発事故の影響を受け休止) ・公園樹木の剪定枝チップを遊具下等の緩衝材として活用	・H30.4に東京都より震災前と同様の配慮を求める通知があり、(農家への)落葉の搬入の再開を調整中
	公共用地の樹木の落ち葉による堆肥作りや、剪定枝チップの公園の舗装への活用について、取り組み状況をPRし、製法の改良を工夫するとともに、区内農家との連携体制を充実させます。			
48	②落ち葉の効果的な回収・交換制度を検討します		*回収した落ち葉の交換制度等の実績はない	・各家庭から排出される落ち葉等は燃やすごみとして処理しており、今のところ再利用は検討していない
	回収した落ち葉の処分にかかる負担を軽減し、楽しみながら回収する方策として、生ゴミ処理やペットボトル回収のように、落ち葉と苗木、草花の種との交換制度やポイント化による物品、サービスの提供制度を検討します。			
49	③落ち葉や木の実を使った工作教室や焼き芋イベントを企画します		・拠点公園で草花や木の実等を使った環境学習プログラムや、焼き芋イベント等を実施	・イベント数が多いと、数多くの木の実等の確保が困難
	落ち葉やどんぐりなどの木の実を使った工作教室を保育園、幼稚園、小学校等との連携を検討しながら企画するとともに、落ち葉回収に併せた焼き芋イベントなどの企画を検討します。			
50	④愛着のある庭木等をリサイクルする仕組みを検討します		・樹木の寄附を受け付ける「足立区緑の寄附取扱要綱」を制定(H25)	・現要綱では移植経費は寄附者持ちで負担が大きい ・仲介を支援するには、提携する事業者やストックヤード(圃場)などの確保が困難
	引越しや建て替え等に伴い、通常はやむを得ず廃棄される庭木等の仲介を支援する仕組みを検討し、緑の継承に努めます。			
51	⑤樹木、草花の多面的な効用を生かして維持、保全を図ります		・「みどりのカフェ」(H25~)で草花や木の実等を使ったプログラムを実施 ・出張「みどりのカフェ」はギャラクシティなど多様な場所で開催	・生涯学習との積極的な連携は未着手
	樹木や草花を使った工芸、フラワーアレンジメントなどの講座を生涯学習との連携により企画するなど、緑の多面的な効用を生かして維持、保全を図ります。			

(4) 良好な農地、農景観の維持、保全

[実施状況 凡例] 実施: 一部実施: 休止: 未実施:

事業番号	事業	実施状況	主な実績	主な課題
52	①都市の緑としての生産緑地の維持、保全を図ります		・生産緑地指定:209件 32.21ha(H29)	・減少する農地の保全 ・生産緑地地区の「2022年問題」への対応
	『農地法』の改正動向を踏まえ、区民農園、体験農園としての利用促進をはじめ、生産緑地地区の追加指定などを通して、区内の貴重な緑被地となっている生産緑地の維持、保全を図ります。			
53	②地区施設に位置づけられた生産緑地の公園化を検討します		・元農地を公園用地として取得し、体験農園や学校農園として暫定活用(2箇所)	・体験農園などの(農業)指導者の不足
	『都市計画法』第53条区域における地区計画により、地区施設の公園・広場等として位置づけられた生産緑地については、地権者意向を踏まえて公園用地として取得し、活用することを検討します。			
54	③宅地化農地の転用に際して緑化の計画的誘導による維持、保全を図ります		・区民農園数 13園(H29) ・農業ボランティア派遣実績延べ3158人(~H29)	・土地所有者の高齢化・死亡により閉園する区民農園も多い(H19~29で11園閉園)
	生産緑地とともに、宅地化農地の緑を維持、保全するため、区民農園、体験農園としての利用促進、農地転用する際の緑化の計画的な誘導を検討します。			
55	④都市景観と調和した農景観の誘導を通じた緑の維持、保全策を検討します		・生産緑地法改正:特定生産緑地制度を創設(H29.6)→農業委員会・JAと協力し農業者へ周知→条例で生産緑地地区下限面積の引き下げ(H29.9)	・農業施策と緑保全施策としての連携方法の検討
	都市景観と調和した農景観の誘導指針を検討し、接道部の修景など良好な農風景の維持、保全策を検討します。			

◆方針Ⅲ 協働で緑を育む

(1) 緑を愛する人づくり

〔実施状況 凡例〕 実施: 😊 一部実施: 😊 休止: 😞 未実施: 😞

事業番号	事業	実施状況	主な実績	主な課題
56	①小中学校の授業の一環として環境学習や体験機会の積極的な展開を図ります	😊	・希望する小学校へ緑のカーテン用資材提供(H29実施校57校) ・「花いっぱいコンクール」(花壇等を表彰する)学校部門 H19:36団体→H29:84団体へ増加	・学校の緑のカーテン事業は児童の関わりが減少しているため休止または廃止予定 ・学校花壇は手入れをする人がいないなどの理由で辞退する団体も有り
	学校授業における草花や農作物の栽培プログラムの積極的な組み入れとともに、食育や情操教育への展開を支援し、子どものころから緑の大切さについて学び、体験する機会や、都会における生き物との共存関係のあり方を考える機会の創出を図ります。			
57	②区の緑にかかわる歴史などを伝承する取り組みを検討します	😊	・冊子「足立の五色桜」を作成(H24)	・「足立の五色桜」の更新や、桜以外の緑の伝承について検討が必要
	地域の歴史を学習する機会に、荒川五色桜並木の由来をはじめ、区の緑の形成史などを伝える活動の支援方策を検討します。			
58	③PTAや地域との協働により子どもたちに緑の大切さを広めていきます	😊	・通園・通学路の花壇づくりに取り組む3団体と「緑の協定」を締結し、活動に必要な物資等を支援	・活動団体から、高齢化・人数減少により活動を続けるのが難しいとの声を聞いている
	小学校ごとの「緑を育む会」や通学路に草花を育てる試みなど、PTAおよび地域との協働による活動を支援することで緑の大切さを広めていきます。			
59	④区民に向けた緑の育成講座などの企画を検討します	😊	・剪定講習会や園芸講座を定期的で開催 ・みどりのサポーター(緑が好きの人が無料で登録し区の講座等の情報を得る制度)計1000人以上(H25～)	・教室や講座は種類が多く複雑になっているため、整理が必要 ・みどりのサポーターは、本来の目的であるサポーター同士の交流や育てた花の情報発信などは活発化していない
	区民が緑と触れ合う機会を設けるため、緑にかかわる関係団体や、農家、造園業者、専門家等との協働により、初心者向け、上級者向けなどの樹木や草花の種類を学ぶ教室、樹木の剪定や草花栽培などの講座の充実を検討します。			
60	⑤身近な緑の現状と課題を踏まえた改善方向を検討します	😞	*街路樹に関しては、東京都建設局が「街路樹マップ」を作成している	・点検活動や改善マップ作成を実施するならば、対象と目的を明確にする必要がある
	地域における緑の現状と課題を区と区民、事業者等が共有するため、地域ごとに身近な公園や街路樹、公共用地の緑、河川、親水水路、民有地の緑も含めた緑の環境の点検活動や改善マップ作成などの取り組みを検討します。			

(2) 協働で育むための仕組みづくり

〔実施状況 凡例〕 実施: 😊 一部実施: 😊 休止: 😞 未実施: 😞

事業番号	事業	実施状況	主な実績	主な課題
61	①公園の地域による自主管理の普及、拡大に努めます	😊	・公園等の自主管理(H29現在192園)	・自主管理団体の町会や自治会は高齢化が進んでおり、民間企業・福祉団体等の開拓が課題
	緑を介した協働の実践機会として、公園や公共用地の植栽・花壇等を地域住民が自主管理する取り組みの普及、拡大に努めます。			
62	②区民が主体的に公園を運営管理する「地域の庭」の取り組みを普及、拡大に努めます	😊	・プチテラス(小規模な公園)の自主管理(H30現在73団体)	・可能な限り自由な管理を推奨したいが、管理をする地域の方と、一般利用者との意見が合わないこともある
	公園の日常的清掃などを中心とした自主管理を発展させ、区民が主体的に運営管理に携わる「地域の庭」の取り組みの普及、拡大に努めます。			
63	③地域における緑を総合的に運営管理する仕組みを検討します	😊	・花の散歩路(H21～) 西コース 6団体 東コース 5団体	・参加団体の高齢化に伴い、花植えや水やりが負担になっている
	街路樹、公共用地の植栽・花壇、民間の保存樹木など、施設ごとの緑の管理にとどまらず、「花の散歩路」づくりなど、地域における緑を総合的に運営管理する仕組みを検討します。			
64	④緑の運営管理を担う地域の人材活用方策を検討します	😊	・緑の協力員(H19～29累計62名)	・緑の協力員は、定員(25名)を下回る人が多い。また、任期満了後の自主的な活動へ誘導できていない
	地域における緑の総合的な運営管理を担う人材として、社会参加、地域貢献に対する意欲が高いシニア世代などの登用を検討します。			
65	⑤公園の利用方法や遊び方の普及を通じた利用促進とより良い運営管理に努めます	😊	・「公園遊具総選挙」開催(投票総数2,231人) ・公園まるごとおもちゃ箱 年1回開催	・公園を利用するきっかけになるような企画を継続して実施し、公園利用者の増加に繋げていく必要がある
	公園利用の際のマナーの普及、公園で遊ぶ面白さをPRする「公園まるごとおもちゃ箱」等の取り組みを通して公園の活発な利用促進を図るとともに、より良い運営管理に努めます。			

66	⑥多様な主体による公園管理・利用方策を検討します 公園施設設置管理許可制度、指定管理者制度を研究し、多様な主体の参画による効果的、効率的な公園管理の可能性を検討します。また、地域住民が身近な公園をコミュニティガーデンとして利用するなどの活動に対する支援策を検討します。		・公園の指定管理者制度導入(H18～・現在3園で導入) ・包括的民間業務委託実施(H25～・現在3園で実施)	・指定管理や委託は、受注者が変わった時の管理方法等の適格な引継ぎ等が懸念される
67	⑦緑を創り、守り、育むための「緑の基金」づくりを検討します 地域による自主管理花壇づくりや、良好な樹木、樹林を維持・保全するための資金として活用できる「緑の基金」づくりを検討します。		・「足立区緑の基金条例」制定(H21)	・緑地の保全等に経費がかかるため、基金の積み増しを検討

(3) 緑に関心を持ってもらうための普及啓発活動の展開、支援

[実施状況 凡例] 実施:  一部実施:  休止:  未実施: 

事業番号	事業	実施状況	主な実績	主な課題
68	①緑の総合的な情報提供を行います 緑の施策にかかわる総合的なパンフレットの作成、花暦カレンダーの発行などを企画し、的確でわかりやすい情報提供を行っていきます。		・区HPにて、随時開花情報を提供 ・みどりのサポーター交流サイト「みどりのねっと」開設(H25～H29)	・「みどりのねっと」廃止理由:投稿数が少なく、開設目的である投稿による緑のサポーター同士の交流があまり行われなかったため
69	②樹木の葉の重要性や多面的な緑の効用の普及啓発を進めます 多様な機会を捉えて、緑地や樹木の葉が持つ大気汚染・環境浄化、温暖化防止、防災、情操教育などの多面的な効用をPRする普及啓発活動に努めます。		・環境フェア等でパネル展示実施(~H24) ・しょうぶまつりなどみどり系イベントで保存樹等の展示実施	・緑や環境や興味が無い方(イベントに来ない方)にも普及啓発する方法を要検討
70	③種の配布や樹木のオーナー制度の展開を検討します 各種イベントなどの機会に、身近で緑を育むきっかけづくりとして、樹木や草花の種の配布を行うとともに、樹木のオーナー制度を活用した公共用地における緑化の効果的な展開方策を検討します。		・暮らしの園芸講座で緑のカーテン苗配布(H25～) ・(No.18参照)「あだち五色桜の散歩みち」現地にサイン看板設置(H29)	・足立区ふるさと桜オーナー制度「あだち五色桜の散歩みち」が区の新たな名所となるよう、周知を行っていく
71	④区内の緑・水めぐりツアー、散策ルート等のPRに努めます 観光交流協会等との連携により、区内の緑と水を巡るツアーの企画や、散策ルートの提案など、多方面からの緑のPRに努めます。		・公園情報を掲載した「あだち公園おでかけマップ」作成 ・桜の季節にイベントにあわせ「花めぐりバス」運行(観光交流協会)	・マップの効果的な配布計画と増刷計画を立てるとともに、新規の配布場所も検討
72	⑤区内の良好な緑を題材にした写真コンクールなどの開催を検討します 区内の良好な緑を撮影した写真コンクールなどを通して、隠れた観光スポットを発見したり、多くの人の目に触れる機会づくりに努めます。		・No.24参照(各家庭の緑について) ・観光写真コンクール累計8回開催(~H26)	・区内の緑地全般を対象とした写真コンクールは実施していない

専門部会の設置について（案）

検討課題

（仮称）緑を育む
ひと・くらし部会

ひと

- 緑を育む人材育成の目的や対象者などの再検討
- 緑の意義や効用の普及啓発

くらし

- 公園や緑地の整備・管理における区民との連携
- 民有地の緑の所有者の負担軽減

（仮称）緑を創り守る
まちづくり部会

まち

- 民有地の緑地の創出と保全
- 魅力的な公園の整備・改修
- 農業施策との連携による農地の保全

行財政

- 公共空間の樹木の適正管理
- 公園緑地の整備、管理における事業者との連携
- 計画の進捗を管理する体制

計画改定スケジュール（専門部会設置）（案）

年月	予定	
2018年11月	第1回足立区緑の基本計画改定審議会	（諮問）
2019年1月	<u>第1回足立区緑の基本計画改定審議会専門部会</u>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※各部会を、それぞれ1回ずつ開催予定 </div>
2019年2月	<u>第1回足立区緑の基本計画改定審議会専門部会</u>	
2019年3月	第2回足立区緑の基本計画改定審議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ※この間に 各部会をそれぞれ 1～2回 （合計2～3回）開 催予定 </div>
2019年6月	第3回足立区緑の基本計画改定審議会	
2019年8月	第4回足立区緑の基本計画改定審議会	
2019年10月	第5回足立区緑の基本計画改定審議会	
2019年12月 ～2020年1月	パブリックコメント	
2020年2月	第6回足立区緑の基本計画改定審議会	（答申）
2020年3月	足立区緑の基本計画 改定	